

# 労働法最前線

—労働雇用法および地方労働規定の比較・解説  
世澤法律事務所中国律師 (陳軼凡、黄曉軍)

## 労働契約の解除と経済的補償金の支払い

### 第 35 回 労働契約の解除および経済的補償金の支払い(3)

今期も引き続き労働契約の解除および関連する経済的補償金について分析します。まずは「非過失性解除」の条件および制限について詳しく分析し、後ほど経済的補償金の計算・支払いについて分析します。

非過失性解除は「労働契約法」第 40 条に規定される次のいずれかの情状が含まれます。

(1) 労働者が病気にかかる、または業務外の事由により負傷し、所定の療養期間満了後も元の業務に従事することができず、雇用者が別途に提供した作業にも従事できない場合

(2) 労働者が所定の仕事を遂行する能力が無く、研修または職種の変更をしてもやはりその仕事を遂行できないとき

(3) 労働契約締結時に前提となっていた客観的な状況に重大な変化が生じ、労働契約を履行することができなくなり、雇用者と労働者が協議しても労働契約の内容変更について合意に達しないとき

「労働契約法」第 42 条の規定により、労働者が次のいずれかに該当する場合、雇用者は非過失性解除をしてはなりません。

(1) 職業病危害作業と接触する作業に従事する労働者が離職前の職業健康検査をしていないとき、または職業病の疑似患者が診断期間または医学観察期間中のとき

(2) 同雇用単位で職業病にかかる、または業務上の事由により負傷し、労働能力の喪失または一部喪失が確認されたとき

(3) 疾病または業務以外の理由による負傷で、所定の医療期間中のとき

(4) 女性労働者が妊娠期間・出産期間・授乳期間にあるとき

(5) 同雇用単位で満 15 年連続して勤務し、法定定年退職年齢まで 5 年未満のとき

(6) 法律、行政法規で定めるその他の場合

雇用者が一方的に労働契約を解除するときは、事前にその理由を労働組合に通知しなければなりません。雇用者が法律・行政法規の定めまたは労働契約の約定に違反した場合には、労働組合は雇用者に是正を求める権利を有します。雇用者は、労働組合の意見を検討し、処理結果を書面により労働組合に通知しなければなりません。

過失性解除か非過失性解除かを問わず、雇用者が不法に労働契約を解除したとき、労働者から労働契約の継続的な履行を要求される場合、雇用者は継続して履

行しなければならず、労働者から労働契約の継続的な履行を要求されない、または労働契約が既に継続して履行不能となった場合、雇用者は下記のルールにより算出された経済的補償金の 2 倍を支払わなければなりません。

### 4. 経済的補償金の支払い

経済的補償金は労働者が同雇用者に勤務する年限に基づき、勤務満 1 年ごとに 1 カ月分の報酬相当の経済補償金を労働者に支払います。6 カ月以上、1 年未満の場合は 1 年で計算します。6 カ月未満の場合、労働者に半月分の報酬相当の経済補償金を支払います。

労働者の月収は、雇用者の所在する直轄市、区が設置されている市レベルの人民政府が公布した当該地区の前年度労働者平均月収の 3 倍を超えた場合、労働者に支払う経済補償金の基準は労働者平均月収の 3 倍で支払います。その経済補償金の支払い年限は最高 12 年を超えてはいけません。

上記月収とは、労働者が労働契約の解除または終了前の 12 カ月間の平均報酬をいいます。

#### < 筆者紹介 >

世澤法律事務所中国律師陳軼凡、黄曉軍

世澤法律事務所では日本語、英語、中国語で顧客に法律サービスを提供しています。

主な業務分野は、コーポレート及びコマーシャル、合併・買収、国際貿易及び競争、訴訟及び仲裁、プライベートエクイティ及びベンチャーキャピタルの投資、銀行及び信託、資本市場及び証券、知的財産権、労働及び社会保障、不動産及び建築工程など。

Web : [www.broadbright.com](http://www.broadbright.com)

E-mail : [broadbright@broadbright.com](mailto:broadbright@broadbright.com)

【北京本部】北京市朝陽区建外大街永安東里 16 号 CBD 国際ビル 701 室

Tel : 010-8513-1818 (中国語、英語) 010-8513-1800 (日本語専用)

Fax : 010-8513-1919

【上海支所】上海市淮海中路 93 号大上海時代広場 1109 室

Tel : 021-5386-1618 (中国語、英語) 021-5386-1109 (日本語専用)

Fax : 021-5386-1619